

令和6年（2024年）能登半島地震における事業再建支援

「なりわい再建支援補助金」

被災事業者の事業再建に向けた取り組みを支援します

「なりわい再建支援補助金」 制度概要

令和7年度は公募回制にて実施します → 詳細はコチラ

【補助対象者】

令和6年能登半島地震の被害を受けた
石川県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等

〔 県HP
公募スケジュール 〕



【補助対象経費】

工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等

【補助額・補助率】

〔 石川県なりわい
再建支援補助金HP 〕

補助金額 上限 **15億円**補助率 **3/4**
(中堅企業等は1/2)

※一部5億円まで定額補助

〔 過去数年以内の被災かつ復興途上
である等の要件を満たす場合 〕

補助対象経費総額

自己負担

自己負担
1/4発生なりわい補助金
補助率
3/4**自己負担分の資金調達に活用できる
特別な融資制度があります**

「令和6年能登半島地震災害対策特別融資」

- ◎限度額：1億円
- ◎利率：**当初5年間無利子** ※1、※2
- ◎信用保証料：**免除** ※1

※1 一定の要件を満たす必要があります。

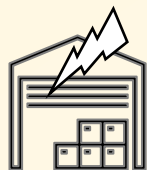
※2 5年経過後、年1.0%の金利負担がかかります。

※3 自己負担分のほか、補助対象外経費や運転資金などにも活用可能です。

詳しくは、金融機関、信用保証協会にお問い合わせください。

※着手済みの経費についても、適正と認められる場合は、**災害発災日（令和6年1月1日）まで遡及適用**※**既に修繕等をお済みの事業者の方は、忘れずに補助金の申請手続きをお願いいたします**

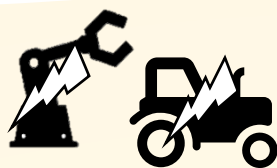
補助金・融資制度の活用事例



・建物の屋根や外壁が破損、機械装置が故障

・施設・設備の復旧に1億円が必要

・なりわい補助金を活用するとともに金融機関からの借入も想定



【1億円】



自己負担分2,500万円を
災害対策特別融資で借入

※ 金融機関、信用保証協会の審査に拠ります。

※ 自己負担分のほか、補助対象外経費や
運転資金などにも活用可能です。

補助事業の基本的な流れ

＜申請者＞ 県へ「なりわい再建支援補助金交付申請書」を提出

＜県＞ 申請者へ「補助金交付決定」の通知

＜申請者＞ 事業実施（復旧工事完了）

＜申請者＞ 県へ「補助事業実績報告書」の提出

＜県＞ 補助事業の完了確認検査、補助金額の確定

＜県＞ 申請者へ補助金の「交付額確定通知書」の送付

＜申請者＞ 県へ「補助金請求書」の提出

＜県＞ 申請者へ補助金を交付

【問い合わせ先】 金沢事業者支援センター
石川県信用保証協会
石川県商工労働部経営支援課

TEL 0120-867-100
TEL 076-222-1550
TEL 076-225-1521